

亀岡市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年1月30日

亀岡市監査委員 関本 孝一

亀岡市監査委員 浅田 晴彦

1 監査の種類

令和7年度定期監査及び行政監査

2 監査の対象

監査対象課等に係る令和7年度の事務の執行及び財務に関する事務の執行について

3 監査の着眼点

市の事務の執行及び財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査の対象について、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係各課長等への聴取を行った。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

監査委員室

(2) 監査日程

対象課等	監査期間	ヒアリング実施日
○総務部 総務課 自治防災課 契約検査課 ○環境先進都市推進部 環境政策課 資源循環推進課 ○公平委員会事務局 ○監査委員事務局（固定 資産評価審査委員会含 む）	令和7年 9月12日から 令和8年 1月30日まで	令和7年10月 7日 令和7年10月 9日
○生涯学習部 人権啓発課 市民力推進課 文化芸術課 生涯スポーツ課 ○教育部 教育総務課 学校教育課 社会教育課 教育機関 （学校給食センター、 図書館、みらい教育 リサーチセンター）	令和7年10月15日から 令和8年 1月30日まで	令和7年11月12日 令和7年11月13日 令和7年11月14日

6 監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) 総務部

以下の各課に係る令和7年7月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

ア 総務課

特に指摘する事項はなかった。

イ 自治防災課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 契約検査課

特に指摘する事項はなかった。

(2) 環境先進都市推進部

以下の各課に係る令和7年7月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 環境政策課

特に指摘する事項はなかった。

イ 資源循環推進課

(ア) 一般廃棄物処理手数料の納入通知書において、納期限に誤りがあった。

亀岡市財務規則には、納期限は原則として納入通知書の発行日から14日以内とし、休日に当たるときは、その翌日としなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(3) 公平委員会事務局

令和7年7月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

(4) 監査委員事務局

令和7年7月末現在における監査委員事務局及び固定資産評価審査委員会に係る財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

(5) 生涯学習部

以下の各課に係る令和7年8月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 人権啓発課

特に指摘する事項はなかった。

イ 市民力推進課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 文化芸術課

(ア) 文化芸術事業補助金について、交付申請書に添付された予算書に不明確な点があった。

文化芸術事業補助金交付要綱第3条には、補助対象事業経費を具体的に定めている。

これらの対象経費に補助金が充当されていることが明確になるよう、規定に基づき適正な事務処理をされたい。

エ 生涯スポーツ課

特に指摘する事項はなかった。

(6) 教育部

以下の各課等に係る令和7年8月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 教育総務課

特に指摘する事項はなかった。

イ 学校教育課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 社会教育課

(ア) 亀岡市放課後児童育成事業に係る保育等派遣業務委託について、労働者派遣個別契約書に定める就業時間を超えて就業している事例

が見受けられた。

就業実態に応じて契約内容を見直すなど、適正な事務処理をされたい。

(イ) 七谷川野外活動センターの指定管理について、基本協定書に定める、利用料金に係る発注者の承諾及び自動販売機設置の目的外使用に係る発注者の許可の、一連の手続きがなされていなかった。

また、仕様書に定める、管理者が行う業務に関する管理計画書について、提出はされていたものの教育委員会の承認がなされていなかった。

基本協定書及び仕様書に基づき適正な事務処理をされたい。

エ 学校給食センター

特に指摘する事項はなかった。

オ 図書館

特に指摘する事項はなかった。

カ みらい教育リサーチセンター

特に指摘する事項はなかった。

7 意見

以上が、総務部等における令和7年度の財務に関する事務の執行等について監査した結果である。

なお、今回の監査で見受けられた以下の点については、今後の事務処理において留意されたい。

納入の通知において、納入通知書に納期限の誤りがあった。

このことは、2年前の定期監査で指摘し、講じた措置について「適正な事務処理を行った。」との通知を受けていたが、今回、同様の誤りが見受けられた。今後は、同じ誤りを繰り返すことのないよう、確実な事務の執行に取り組まれたい。

また、公の施設の指定管理においては、指定管理業務の基本となる例規、協定書及び仕様書に定める事項が適正かつ確実に行われるよう、受注者との意思疎通を図ることはもとより、常に連絡調整を行いながら、適正で円滑な施設の管理運営が行われるよう必要な指示をされたい。なお、これまでの監査でも類似の指摘事項が発生していることから、指定管理者制度所管課において、全庁的な事務改善の検討を進めていただくことを期待する。